

令和2年5月12日

横浜市にお住まいの保護者の皆様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

令和2年4月分・5月分の利用料（保育料）について

日頃から本市保育・教育行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

令和2年4月8日付「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」等でお知らせしておりました「登園をしなかった場合の利用料（保育料）」について、取扱いをお知らせします。

すでにお支払いいただいた4月分の利用料（保育料）については、登園日数に応じた変更後の利用料（保育料）との差額を還付しますが、還付手続きに相当の期間を要するため10月末を予定しています。5月分の利用料（保育料）については、登園日数に関わらず徴収（口座振替等）を延期します。

1 対象児童

「2 対象施設」の0～2歳児クラスに「3 対象期間」中に在籍した児童。

2 対象施設

認可保育所

3 対象期間

4月8日（水）～5月31日（日）

- ※ 令和2年4月8日付の通知では、対象期間を4月8日（水）～5月6日（水）としておりましたが、登園自粛要請期間の延長に伴い、終了日を5月31日（日）に変更します。
- ※ 終了日は、緊急事態宣言や今後の感染拡大の状況等を踏まえ、再度変更する場合があります。その場合は、改めてお知らせします。
- ※ 4月7日以前の利用料（保育料）については還付の対象とならないため、登園の有無にかかわらず、日曜日・祝日を除いた在籍日数分の利用料（保育料）が発生します。

4 還付時期

対象月	還付時期
4月分	10月末口座振込予定

※ 徴収延期となる5月分の利用料（保育料）については、変更後の利用料（保育料）を、11月分とあわせて徴収します。

5 保護者の皆様が行う手続

- ・登園日数については各施設から報告を受けるため、保護者の皆様に行っていただく手続きはありません。
- ・9月下旬に市から「還付通知書」を送付します。還付通知書に口座の記載がない方は、「口座確認票」の提出が必要となります。

6 日割り対応における利用料（保育料）算定の考え方

国の考え方に基づき「変更後の利用料（保育料）」を計算します。

変更後の利用料（保育料）：通常の利用料（保育料）×実際の登園日数÷25（※）

<10円未満切り捨て>

※ 国の考え方に基づき、月によらず「25」で計算します。

(留意点)

- 4月1日～7日については今回の取扱いの対象期間外のため、登園の有無に関わらず、日曜日・祝日を除いた在籍日数分の利用料（保育料）が発生します。4月1日から在籍していた場合、在籍日数は6日となります。
- 1日でも欠席した場合は日割り対応の対象となりますが、欠席日数が0日の場合は対象外となります。
例えば、令和2年5月は開所日数が23日であるため、1日欠席した場合は【通常の利用料（保育料）×22÷25】となりますが、欠席日数が0日だった場合は【通常の利用料（保育料）×23÷25】とはならず、日割り対応の対象外となります。
- 対象期間中の登園しなかった日について、理由は問いません。
- 普段登園していない曜日（例：土曜日など）でも、実際に登園しなかった場合は、利用料（保育料）が減額されます。

7 日割り対応の流れ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
4月分	通常の利用料(保育料)徴収				納入通知	還付通知	差額返還予定	
5月分		徴収延期						納入通知 変更後の利用料(保育料)徴収

(1) 4月分の利用料

すでにお支払いいただいている利用料（保育料）から、変更後の利用料（保育料）を引いた額を還付します。

- ① 横浜市から保護者の皆様に対して利用料（保育料）をお知らせする「納入通知書」（8月～9月予定）と徴収額をお知らせする「還付通知書」（9月下旬予定）を送付します。

なお、還付通知書で還付先の口座が空白となっている場合（利用料（保育料）を「納付書」でお支払いいただいている場合や給付認定保護者と口座名義人が相違している場合）、還付通知書に同封されている「口座確認票」の返送が必要です。

- ② 還付通知書にてお知らせした金額を口座振替にて返還します（10月末予定）。

(2) 5月分の利用料

利用料（保育料）の徴収を延期します（5月28日の口座振替を実施しません。）。その上で、登園日数に基づき変更後の利用料（保育料）を算定し、11月分と合わせて11月末に徴収することとします。

- ① 変更後の利用料（保育料）を「納入通知書」（11月下旬予定）にて保護者の皆様にお知らせします。
- ② 変更後の利用料（保育料）を徴収します（口座振替の場合、11月30日（月）を予定）。

問合せ先（こども青少年局保育・教育運営課）

内容	問合せ先
日割り対応の考え方について	利用料担当：045-671-0255
納入通知書、還付通知書、口座確認票について	収納担当：045-671-2399

(参考)利用料の日割り対応例

前提：通常の利用料を 55,000 円とします。

<例1>令和2年4月分

令和2年4月						
日	月	火	水	木	金	土
			①	②	③	④
5	⑥	⑦	⑧	9	10	11
12	⑬	14	15	⑬	⑮	18
19	20	⑳	22	㉓	24	25
26	㉗	28	29	㉙		

○…登園した日

◇…登園有無に関わらず利用料の算定対象とする日

可能な限り登園自粛をした場合

登園日数 = 14 日

<内訳>

4月1日～7日 … 6日【◇】

(登園の有無に関わらず開所日をカウント。)

4月8日～30日 … 8日【○】

(実際に登園した日数をカウント。)

変更後の利用料(保育料)

$$55,000 \text{ 円} \times 14 \text{ 日} \div 25 = 30,800 \text{ 円}$$

返還額

$$55,000 \text{ 円} - 30,800 \text{ 円} = 24,200 \text{ 円}$$

<例2>令和2年5月分

令和2年5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	16
17	⑱	⑲	⑳	㉓	㉕	23
24	㉗	㉘	㉙	㉙	㉙	30
31						

5月8日(金)までは登園自粛していたが、5月11日(月)以降は、月～金曜日の間毎日登園した場合。

登園日数=15 日

変更後の利用料(保育料)

$$55,000 \text{ 円} \times 15 \text{ 日} \div 25 = 33,000 \text{ 円}$$

令和2年5月の開所日数は23日だが、利用料の日割り対応は、国の考え方に基づき25で割る。

<例3>令和2年5月分

令和2年5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	②
3	4	5	6	⑦	⑧	⑨
10	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
17	⑱	⑲	⑳	㉓	㉕	㉖
24	㉗	㉘	㉙	㉙	㉙	㉙
31						

5月1日(金)のみ登園自粛していたが、5月7日(木)以降は、月～土曜日の間毎日登園した場合。

登園日数=22 日

変更後の利用料(保育料)

$$55,000 \text{ 円} \times 22 \text{ 日} \div 25 = 48,400 \text{ 円}$$

令和2年5月の開所日数は23日だが、利用料の日割り対応は、国の考え方に基づき25で割る。

※保育所等の開所日：月曜日から土曜日（日曜・祝日・年末年始は閉所）